

説明資料

《 令和2年度 社会福祉法人香西会 介護職員等(特定)処遇改善加算 》

＜介護職員処遇改善加算＞

- | | |
|---------------------------------------|-----------------------|
| 1. 改善期間 | : 令和2年6月～令和3年5月〔12ヶ月〕 |
| 2. 改善単位 | : 法人単位 |
| 3. 常勤換算人数 | : 117.5名(派遣は除く) |
| ① 経験・技能のある介護職員 | : 5.0人 |
| ② その他の介護職員 | : 67.2人 |
| ③ その他の職種 | : 45.3人 |
| 4. 加算見込み金額 | : 14,036,136円(12ヶ月) |
| 5. 法人改善金額 | : 15,921,933円 |
| 6. 一人当たりの見込み平均改善金額(常勤換算一人当たりの改善期間累計額) | |
| ① 経験・技能のある介護職員 | : 407,772円 |
| ② その他の介護職員 | : 176,701円 |
| ③ その他の職種 | : 67,962円 |
- ただし、③の者のうち年収440万円以上の者は対象外とする

— 賃金改善計画 —

本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。

○令和2年度における介護職員の賃金改善○

＜対象区分の定義＞

① 経験・技能のある介護職員

- ・法人において正社員として4月1日基準にて概ね8年以上在籍し、介護福祉士を取得している者。
- ・正社員として、介護福祉士手当及び主任手当が支給されている者。
- ・法人がこれを認めたもの

上記のいずれかを満たした者のうち、法人が定める基準を満たした者に下記の手当てを支給する。

【特定処遇改善手当】 30,000 円/月

② その他の介護職員

- ・上記の①以外の介護職員(正社員) 【特定処遇改善手当】 13,000 円/月
- ・上記以外の介護職員(有期職員等) 【特定処遇改善手当】 +50 円/時給

③ その他の職種

・栄養士、調理職員、看護職員、介助員(送迎員)、生活相談員、機能訓練指導員、介護支援専門員、事務員等など上記対象区分①②以外のすべての正社員のうち、年収440万円を満たさない者。

【特定処遇改善手当】 5,000 円/月

- ・上記以外の有期職員等 【特定処遇改善手当】 +30 円/時給

＜上記以外の改善に充当するもの＞

【法定福利費】 上記に掛かる分(平成30年度決算報告書の基準により)
(平成30年度 13.27%)

【一時金】 月額給与において改善を行うが、職員状況により残が発生した場合は、一時金として常勤換算数に応じて支給する。配分方法は下記の基準にて行う。

①経験技能のある介護職員 : ②その他の介護職員 : ③その他の職種 = 4 : 2 : 1